

壺殷について

—対南方関係の西周青銅器—

国際文化論教室 豊田 久

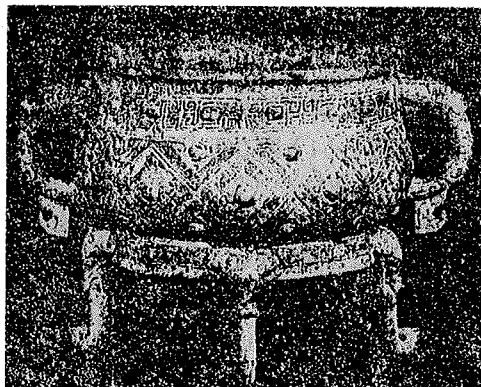
先秦王朝である西周王朝の開設は、多種多様な異族支配の上に成立したものであり、今日で云う所謂“中国”，又は“中国人”は未だ成立していなかった。このような、多様性をもった世界を統合した、西周王朝の歴史を知るための第一級史料は、西周青銅器の銘文である。そこで、西周王朝成立のための対象領域、即ち、広大な「四方」（「萬邦」）と呼ばれた領域の内⁽¹⁾，南方について、基本的にそれに関する史料を載す青銅器を整理してみたい。本稿は、成周王朝による対南方経略の基礎的研究の一環である。

※ ※ ※

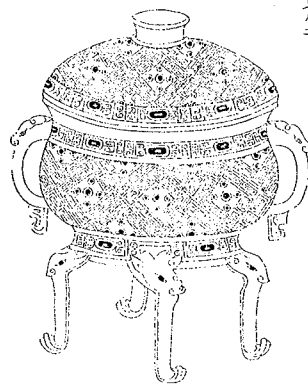
『文物』一九五九年第十二期に載せられた、博物館蔵品の「壺殷」によると⁽²⁾，一九五八年に，中国歴史博物館は，北京琉璃廠文物店を通じて，上海より，西周青銅器の壺殷（図①）を購入した。

この器は，現在は北京の歴史博物館に所蔵されている。

この壺殷は，実は，古く清代の錢獻之が，自家所蔵の器に考證を加えて自刻した『十六長樂堂古器款識考』（一七九六年開雕）にはじめて著録されている器（図②）で⁽³⁾，その銘文



図①



図②

周貞筮

に「王」が南方の楚「荊」を伐ったことを記すことで，対南方関係諸器の一つと目されるものである。しかし，この後，原器が失なわれていたのであるが，ここに再発見されたものである。ただ，壺殷と云われるものは一器ではなかったらしく，そこに偽銘らを含めた問題がある。そこで，壺殷についての著録を集めて，再発見された器と十六長の器との結びつきを考え，又，その対南方経略を記す銘文も含めて，壺殷について，基礎的に整理してみたい。

先ず，『文物』の拓本と，今まで著録された拓本，摹本の関係から見ておく。又，そこから偽銘の



図③



図④

器



図⑤



図⑥

作り方の一方法を見てみたい。

この、壺殷とされるものが何器あったのか、その拓本から整理してみたいと思う。壺殷銘に関する拓本で、最初に著録されたのは、一九一六年刊の鄒安の手になる『周金文存』である⁽⁴⁾。そこに、「貞敦」の名で、器、蓋を一セットとして、上段、下段に二器載せてある。今、上段を器

(1)、下段を器(2)として、上段右側の器(1)の蓋拓を(1)蓋の拓(A)(図⑦)、左側の器(1)の器拓を(1)器の拓(A)(図③)とする。又、下段右側の器(2)の蓋拓を(2)蓋の拓(A)(図⑨)、左側の器(2)の器拓を(2)器の拓(A)(図⑧)とする。そこに、それぞれの收藏者が記してある。器の收藏者の移り変わりは、器の真偽を考える上からも重要であるが、收藏者については、後で述べる。いずれにしても、器(1)と器(2)の拓本から見ると別器であり、少なくとも、壺殷と云われるものが、二器あったことが分かる。次は、一九三五年刊の郭沫若の『両周金文辞大系図録・録』(旧)である⁽⁵⁾。そこに、はじめて「壺殷」の名で、先の周存の器(1)の(1)蓋の拓(A)と、(1)器の拓(A)とを載す。周存と共に同拓である。

更に、一九三五年序の劉體智の『小校經閣金文拓本』に、「鼎敦一」、「鼎敦二」、「鼎敦三」とあり、「鼎敦」として、三器の拓が載せてある⁽⁶⁾。「鼎敦二」は、蓋、器両拓をあげるが、蓋拓の

図⑦
蓋

貞敦
阮文達藏

方は、器(2)の(2)蓋の拓で、拓(A)とは別拓である。よって、(2)蓋の拓(B)(図⑩)としておく。又、器としてあげる方の拓は、蓋と同じ器(2)ではなく、器(1)の誤りで、しかも、器ではなく蓋拓である。それは、

(1)蓋の拓(A)と同拓である。又、「鼎敦三」として載せる方も、蓋、器両拓をあげるが、蓋としてあげる方の拓は、器(1)の器の拓の誤りで、(1)器の拓(A)とは別拓である。よって、(1)器の拓(B)(図④)とし



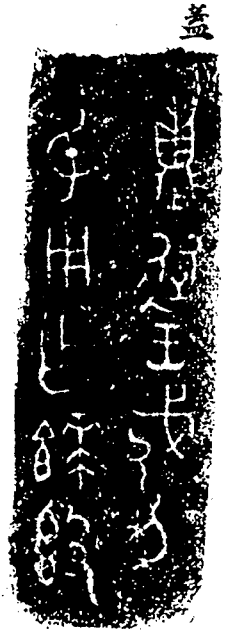
図⑧
器

貞設
器



図⑨

貞設
蓋
鼎唐汪氏藏



図⑩

蓋

ておく。器拓の方は、器(2)の(2)器の拓(A)と同拓である。又、「鼎敦一」としてあげる拓は、器、蓋の別が記されていないが、今まで見えていない拓であり、器(2)の蓋拓に似るが、器(3)として、器(3)の拓(A)(図⑪)としておく。

更に、一九三六年序の羅振玉の『三代吉金文存』には、「貞設」として、拓一つを載す⁽⁷⁾。それは、器(1)の器の拓で、拓(A)、(B)とは別拓である。よって、(1)器の拓(C)(図⑤)としておく。又、一九五六年刊の河出の拓は、(1)器の拓(C)を載す⁽⁸⁾。更に、一九五七年刊の、郭沫若の『两周金文辞大系図録・録』(新)は、(旧)と比べると、(1)蓋の拓(A)は同じ。しかし、(1)器は拓(C)となって、入れ替えている⁽⁹⁾。そして、先の『文物』に内底にあると云う銘文の拓は、まちがいでなく、(1)器の拓(D)(図⑥)である。よって、『文物』に載せ、現在、北京の歴史博物館にある壺設は、蓋を失っているが、ここに云う器(1)であり、拓本では、先の周存拓がはじめて著録された拓と云える。そこには、この器(1)の収蔵者を阮文達(積古齋)藏としている。そして、この器(1)が、一七九六年開彫の十六長の器であることは、収蔵者の関係や、その摹本、又、器制等から云えることは後述する。この他、一九六三年刊の二玄、一九六五年刊の通釈は、共に(1)器の拓(C)を



図⑪

載せている⁽¹⁰⁾。

以上、壺殷銘に関する拓本は、器（１）の蓋に関しては、拓（Ａ）のみの一つ、器に関しては、拓（Ａ）から拓（Ｄ）までの四種類、器（２）の蓋に関しては、拓（Ａ）と拓（Ｂ）の二種類、器に関しては、拓（Ａ）の一種類である。又、器（３）は、拓（Ａ）の一種類のみである。

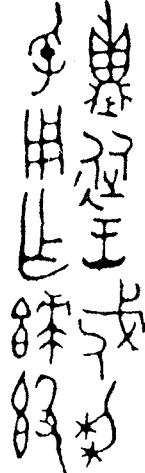
うぶな拓について見ておくと、器（１）の蓋拓、器（２）の器拓、器（３）の拓は、それぞれ一種類なので問題はないが、器（１）の器拓の拓（Ａ）から拓（Ｄ）は、周存拓の拓（Ａ）を見ると、一行目の上から二字目の「従」の字の「辵」の部分、「人」であり、拓（Ｂ）以下は、「辵」となっており、その部分が新たに出現している。これは通例の字形とは異なり、鏑をおとす時のほりまちがいか、湯を流し込んだ時に飛んだか、何かの理由があったと思える。これらから見ると、拓（Ａ）が（１）器の最も古い原拓であろう。器（２）の蓋拓は、文字の出具合から見ると拓（Ａ）が原拓であろう



蓋



器



蓋



器

図⑫

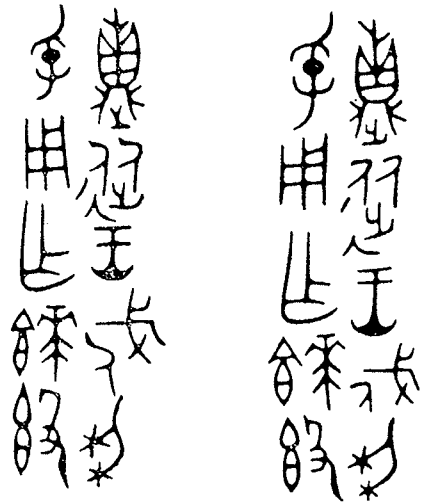
図⑬

が、後述するように、器（３）と共に、器（２）は疑銘の可能性が強いものである。

次に、摹本については、銘文そのものの拓本ではない摹刻であるが、偽銘製作の問題と絡むので解説する。先の十六長と、一八〇四年刊の阮元の『積古齋鐘鼎彝器款識』、一八五〇年頃成の呉式芬の『攷古録金文』に摹本を載している⁽¹¹⁾。積古は、嘉慶九年（一八〇四年）に刊行されたが、後の刊本が光緒五年（一八七九年）、八年（一八八二年）、九年（一八八三年）に出ており、共に一八八〇年前後である。今、光緒九年の鮑氏後知不足齋刻本（図⑬）を見る。十六長の摹本（図⑫）と、器（１）と器（２）、（３）の拓とを比べてみると、器、蓋とも、二行の並び方が、器（２）、（３）のように広くなく、くっついていること、一行目四字目の「成」の字と、二行目四字目の「餘」の字の両字間のくつき方の類似などから、この十六長の摹本が、器（１）銘の器と蓋と同じものであることが分かる。十六長の、器の摹本は、一行目二字目の「従」の字の「辵」の部分、先原拓の拓（Ａ）に比べると、拓（Ｂ）以下のように新しい部分が記されている。又、一行目一番下の「荆」の字の「艸」が「艸」となっている。これは蓋の方の摹本も同じである。又、二行目の一番下の「殷」の字が「殷」となっていて、「冫」が「冫」につきぬけていない。これも、蓋の摹本と同

じである。後述するように、器(1)の摹本である積古、そして據古録の摹本(図⑭)の場合、積古は、器、蓋ともつきぬけている。據古は、器はつきぬけていないが、蓋はつきぬけている。器(1)の原拓の拓(A)で見ると、器はつきぬけていないようであり、蓋はつきぬけているようであるが、明瞭ではない。

積古の摹本は、積古に「錢献之所藏、據搨本摹入」とある。錢献之(十六長)所藏の器(1)の拓本によったと思え、各行のくつつき具合がそれと同じであり、又、文字の並び方、例えば、摹本の一行目の「王」の字と、二行目の「止」の字の並び方、一行目の「戌」の字と、二行目の「饒」の字の並び方が、蓋、器共に器(1)の拓と一致しており、器(2)のそれと異なっている。又、器と蓋の一行目の両「王」の字の全体の形のバランスが、拓本とほぼ同じである。又、器と蓋の一行目の「從」の字も、器は「𠄎」、蓋は「𠄎」と摹しており、十六長に比



図⑭

蓋

器

して拓本に忠実である。しかし、蓋の摹本では、最初の文字の「壘」の「止」が「上」の字の如くになっている。又、器の摹本は、一行目の「從」の字の「𠄎」部が、原拓の拓(A)に比べると、新しい部分のはっきり出て書かれているのは、拓(B)以後のものに似るが、しかし、少し形がちがって、部分的に後の篆書の字形に近くなって書かれているようである。少なくとも、原拓の拓(A)以外の拓によったものであることが分かる。

據古の摹本は、その正確さにおいて定評がある。『據古録』には、既に阮元(積古齋)藏になっているが、積古の摹本と同じく、各行のくつつき具合、各行間の文字の並び方は、器(1)の器、蓋拓と同じである。この摹本も器(1)の拓によっている。據古の器の摹本を見ると、一行目の「從」の字の「𠄎」部が、原拓の拓(A)と同じ形となっている。よって、積古と異なり、これは原拓を見て、忠実に写したものである。又、二行目最後の「𠄎」の字は、「𠄎」の部分に「𠄎」がつきぬけていない。これは、この原拓の、うぶな拓によったものであるからと思え、(1)器の拓(B)以後は明瞭につきぬけている。又、蓋の摹本の一文字目の「壘」の字は、「止」が、積古のように「上」になっておらず、拓本に近いものである。

次に、器(2)、(3)が偽銘ではないかと云うことについて見ておく。この器(2)の拓本を見ると、文字の拙劣が見えるが、特に蓋拓にそれが目立つ。(2)器の拓の一行目、最初の「壘」の字の下の「止」は、「𠄎」となっており、(1)器のどの拓ともみな異なるが、それは、積古の(1)器の摹本の「𠄎」とその形が極めて似ている。二字目の「從」の字の「𠄎」の部分の「𠄎」は、器(1)の器、蓋拓とみな異なり、酷似しているのは、摹本の内、やはり積古である。積古の摹本にほとんど同じであり、部分的に更に篆書の形に近くなっている。それは、十六長の摹本とも異なり、又、據古の摹本は、先に述べたように、(1)器の拓(A)の類によっており、この「𠄎」の部分も他の摹本と異なっている。(2)器の拓の一行目三字目の「王」の字は、「𠄎」であり、一番下の横一画が肉がうすくて、(1)器の拓のそれが、古形を存する肥厚なるのと異なる。摹本でも、據古は、(1)器の拓に忠実に肥厚であるが、(2)器の拓と類似しているのは、やはり積古の摹本であり、それには、(2)器とほとんど同じで(𠄎)となっている。一番下の「𠄎」の字は、下の「𠄎」の先

の「×」が記されているようであるが、(1) 器の拓には、拓に明確には出ておらないものであり、これも積古の摹本と同じである。

又、二行目の一字目「孚」の字の形は、器(1)の器、蓋拓と相違し、やはり、(1) 器の拓を摹した、積古の摹本とほとんど同じである。次の「用」の字がやや右傾していることも、積古の摹本と類似している。又、三字目の「作」の字の「止」の、たての筆画に湾曲が出ているが、やはり積古の摹本とそっくりである。

次に、器(2)の蓋拓を見ると、特に(2) 蓋の拓(B)に明確であるが、一行目の「壺」の字の「止」の字が「上」になっている。これは、器(1)の器、蓋拓に見られず、これも積古の摹本の「上」にそっくりである。又、二字目の「従」の字の「辵」の部分の「彳」は、「止」の字になっておらず、器(1)の蓋拓にやや類似するが、そこでは下の横一画が右上がりになっている。ここは真つすぐで、積古の摹本の「彳」にとてもよく似ている。次の三字目の「王」の字も、器拓と同じく、下の横一画がほそい。これは、器(1)の器、蓋拓と相違し、十六長の摹本も太いが、この蓋拓の「王」の字は、やはり積古の摹本にとても類似している。二行目のはじめの「孚」の字は、(2) 蓋の拓(B)によると、「孚」とあり、字の形が積古の摹本とよく似ている。一番最後の「殷」の字は、その左側が、ほとんど金文の「殷」の字の形をなしていないで、崩れている。

以上からすると、この器(2)の器、蓋拓は、積古の摹本との類似が大変顕著であると云えるように思える。積古の摹本は、積古が記すように、この器が、錢獻之(十六長)の所藏であり、その拓本によって摹入したとある。その摹本は、銘文の両行のくつつき具合、文字の配列等、器(1)の器、蓋拓の文字の配列に完全に近いほど一致しており、器(2)の器、蓋拓の両行のくつつき具合、文字の配列等とは、かなりの違いが見られる。そうすると、この器(2)の器、蓋拓が極めて積古の摹本に似ていることからして、積古は、一八〇四年刊の後、一八八〇年前後に翻刻本が出され、この鮑氏後知不足齋本は一八八三年の刊である⁽¹²⁾。よって、器(2)の拓がはじめて著録された一九一六年刊の周存までに、積古の摹本によって偽銘が作られた可能性が大変大きいように思える。器(2)の收藏者については、後述のように著録されているが、少くとも銘は偽である。

このように、偽銘の製作に、積古の摹本が利用されたとすれば、青銅器の偽銘の製作過程を知る一つの手掛かりとなるかと思える。これは、数種類の拓本を見比べ、その摹本の成立を追うことによって、偽銘の成立がよく分かる例ではないかと思える。

器(3)の拓は、器(2)の蓋拓らに類し、更に、「王」の字の横画の湾曲のように、おかしな文字が多い。又、文字の線の平板さは、板のようなものに文字を刻したようであって、偽刻であろう。收藏者も分かっておらず、器そのものの存在も疑問に思える。著録が、小校のみに急に現われており、それも拓のみであることから、それが云えよう。

壺殷の收藏者については、この器(1)が、壺殷の著録がはじめて見える、一七九六年開彫の十六長の器であることは、再発見された『文物』に見えるその拓本と、十六長が載す摹本との類似、更に、後述する器制等から云えることである。この十六長所藏の器(1)は、更に、先に述べたように、積古に「貞敦」の名で、この器を「錢獻之所藏」とあった。錢獻之とは十六長樂堂のことである。そして、一八五〇年頃成の『擗古録』に同じ「貞敦」の名で、「江蘇儀徵阮氏藏、積古齋著録即錢氏十六長樂堂器」とある⁽¹³⁾。よって、およそ、積古が刊行された一八〇四年から一八五〇年頃の間、この器(1)は錢獻之から阮元の手に移ったことが分かる。

そして、一九一六年刊の周存の拓に、器(1)は「阮文達藏」、器(2)は「泉唐汪氏藏」と書いてある。鄒安(周存の編者)の手筆である。器(1)は既に阮元の手にあった。ただ、周存の金目

には、「貞敦一，儀徴阮氏」，「二，錢塘瞿氏」とあり，器（2）については異なっている⁽¹⁴⁾。『新編金石学録』によると，錢献之の生卒は，一七四一年から一八〇六年，阮元は一七六四年から一八四九年である⁽¹⁵⁾。器（1）は錢献之から阮元に移ったわけだが，十六長の開彫の時，一七九六年には，確かに錢献之が持っていたわけであり，積古に錢献之藏を云うから，阮元の手に移った時期は，錢献之が一八〇六年に亡くなり，阮元が一八四九年に亡くなっていることからして，その間，おそらく一八〇六年から一八〇〇年代の前半の時期にこの器が阮元に移った可能性が予測できるであろう。そしてその後不明となり，それが今回，『文物』に記されているように，蓋を失なっていたが，一九五八年に再発見されたのである。

一方，器（2）がはじめて著録されたのは，一九一六年刊の周存である。そうすると，一九一六年にはこの器があったことになるが，その拓に「泉唐汪氏藏」とあった。泉唐の汪氏とは，汪鳴鑾のことであろう。学録で，彼の生卒を見ると，一八三九年から一九〇七年とある⁽¹⁶⁾。この器（2）は周存以前は，器（1）と異なり，一切著録が見られず，この時急に現われたものである。そうすると，先の積古の摹本との類似で述べたように，推測であるが，阮元の死後から一九一六年に近い頃，おそらく，一八〇〇年代の後半に偽銘（器は，真器か偽器かは分からない）がつくられ，周存を信ずれば，それを汪氏が所藏していた可能性が考えられるのではないと思われる。

又，周存の金目には，収藏者として「錢塘瞿氏」とあり，「泉（錢）塘汪氏」とは異なっている。瞿氏は瞿世瑛かと思え，通考に引かれた「徐籀莊年譜」によると，道光十九年（一八四〇年）頃の両者の往来の関係が見られる⁽¹⁷⁾。そうすると，周存の両者の記事が正しいとすれば，泉唐汪氏の生卒が一八三九年から一九〇七年だから，推測にすぎないが，この器が，瞿氏から汪氏に移ったことも考えられるかもしれない。しかし，金目に誤りがある可能性もある。

次に，ここで銘文の全釈を見ておく。即ち，「壘從王戌荊（一行目），孚用作饜設（二行目）」と釈される。一字目の「壘」の字については，十六長，積古，擲古，周存，柯昌濟の『鐸華閣集古録跋尾』，于省吾の『雙劍詠吉金文選』⁽¹⁸⁾，三代等は「貞」と釈するが，劉心源の『奇觚室吉金文述』，吳闈生の『吉金文録』は「遺」⁽¹⁹⁾，小校は「鼎」，郭沫若の『兩周金文辭大系攷釋』⁽²⁰⁾，河出，『文物』，通釈等は，「壘」と釈している。これらでは，「壘」が正しいであろう。ただ，この字は，『金文編』で見ると，「𠄎」であって，下の「止」の字の付くのは見えない⁽²¹⁾。両周に「壘設𠄎字，从止乃繁文，猶史獸鼎爵字作𠄎也」と解する。この例は，『金文編』の「爵」の字のところに，史獸鼎銘の「爵」の字の下に「止」の字が付く，「壘」の字を挙げている⁽²²⁾。いずれにしても，通例とは異なる。

一行目，四行目の「戌」については，通釈だけが「戌」に釈して，他はみな「伐」の字に釈文している。この字は，正しくは「戌」の字で，『金文編』には「戌」の所にこの例が入っている⁽²³⁾。「伐」の字であれば，金文では「𠄎」であり，人間の首に戈が突き刺さる形となる。ただ，両周等が，この設銘と同じグループで，西周中期，同じ昭王時代の南征伐楚の器とする，𠄎駮設銘（兩周録二六オ），𠄎伯設銘（兩周録二六オ）に，それぞれ「𠄎駮從王南征，伐楚荊」，「𠄎伯從王伐反荊」とあって，共に，王に従って「伐楚荊」とか，「伐反荊」の伐の語が見える。よって，「伐」と「戌」の字が，金文では極めて類似しているのだから，書き間違えたということがあり得るかもしれない。そうすると，その理由が考えられねばならないが，そしてそのことは，通例の「壘」の字に「止」がつけ加わっていたのも含め，器形と共に，後に触れるように，この器の作器，作銘主体の問題とも関係してくるように思える⁽²⁴⁾。

「戌」（「伐」）の下の子は，十六長，積古，擲古，奇觚，小校は「梁」と釈して，十六長に「梁作

知者、梁字本以從刃為聲、知古文刃字、此即以刃為梁也」とあり、積古には「案説文梁字、从米梁省聲、此从刀从米形、古从刃之字、有从刀者、是古文梁字、張直梁字微異者、从刃从米耳、仲梁與梁古每通作此、即春秋之梁国也」と解して、「梁」を「梁国」としている。『左伝』桓公九年の条に「秋、虢仲・芮伯・梁伯・荀侯・賈伯伐曲沃」とあり、杜注に「梁国在馮翊夏陽縣」などとある。秦と同姓の梁国を云うのであろう。しかし、韓華はこの字を「古荊字、舊釋梁非、古文荊字、从人在荊棘中形、後轉从井聲、古誼泯矣、此器與扶彝同有伐荊之文、殆一時器也」と解して、「荊」の字と釈している。以下、文選、文録、両周、呉其昌の『金文麻朔疏證』⁽²⁵⁾、河出、『文物』、二玄、通釈の解釈は、みな同じである。

即ち、韓華や通釈には、壘殷銘と同じく、先の両周が同じ昭王時代の南征の器と云う扶駁殷銘、過伯殷銘に見える、「伐楚荊」、「伐反荊」の語との類似を云う。扶駁殷銘、過伯殷銘の「荊」の字は、「𠄎」で、左側に「井」が加えられている。右側も「×」が少し異なるが、壘殷銘の字は、同じ「楚荊」の「荊」の字であろう。一九七六年に新出した、西周中期の作、史牆盤銘の「昭王」の南征を云う「楚荊」の「荊」の字は、「𠄎」になっており、左側に「井」はあるが、右側の「𠄎」に「×」が全くついていない⁽²⁶⁾。しかし、両周が共王時代の作とする、師虎殷銘（両周録五八〇）の王命にある「荊」の字は「𠄎」で、右側は壘殷銘と同じである。

この「𠄎」の字については、麻朔に「其地多虎、最初名「虎方」、成王時叛、名「反虎方」、虎字省其首形、則成「𠄎方」（荊方）矣」とある。しかし、金文の「虎」字の首形を省いた字形とは少し違うようである。馬叙倫は方濬益、強運開の説を引いて⁽²⁷⁾、「方濬益曰、説文、荊、楚木也、從艸、刑聲、古文作𠄎、𠄎即𠄎、伝写誤分為二、故作𠄎、其從艸者蒙上小篆而之荊而譌、即云楚木、不當從艸、強運開曰、荊楚即荊棘、𠄎正象叢生有刺之形、或作𠄎、𠄎蓋從井得聲、小篆從刑、或謂古者刑杖以荊、故字從刑、則後人附會之説也、倫謂伐𠄎即伐楚、詩殷武、舊伐荊楚、扶駁、扶駁從王南征、伐楚荊、……字作𠄎、皆可證、然𠄎乃説文之刃字、非荊棘之荊本字、𠄎即説文之𠄎字、……説文、荊、從艸、刑聲、桂馥謂刑聲當作荊聲、𠄎從井得聲（下略）」と解する。

又、唐蘭は、「𠄎、荊字的本字、《説文》荊字古文作𠄎、應為從艸刑聲。𠄎即𠄎字。本象人的手足因荊棘而被創傷、人形譌為刀形、因而或加井形而作𠄎字、即創傷之創的本字、增艸而為荊棘之荊。」「𠄎像人的手足受荊棘創傷形。《説文》作刃、『傷也、從刃從一。創、或從刀倉聲。』這是由於古人形和刀形易混、把人形誤作刀、就無法解釋了。……《説文》·『𠄎、造法𠄎業也、從井刃聲、讀若創。』但金文𠄎和𠄎都即荊楚之荊、（下略）」と解する⁽²⁸⁾、などの諸釈があるが、この字を「荊」の字とすることでは一致している。いずれにしても、この字は、先秦古典に云う南方の「楚荊」の「荊」を意味しているであろうが、すぐに両者を結びつけず、その間を埋める作業が必要であろう。この殷の出土地は不明だが、周に敵対する南方の楚荊、その与党勢力の分布状況、そして、成周王朝側の進攻路など、先の南方関係器らを含めて、興味ある問題となる。

壘殷銘のこの「荊」の字は、先の「壘」の字の「止」が、通例と異なって付いていること、他器では「伐楚荊」、「伐反荊」と「伐」とある字が、ここでは「戌」と誤った如くになっていること、そして、この「荊」の字が他と比べて左側の「井」が付いていないことなど、文字上の特長がある。このことは、この器が、所謂諸侯作銘ではないかということ、疑わせしめるものであろう。又、後述する、殷に独特な珍しい象鼻の四足があるのも、このことに関係するように思える。ただ、同例の銘文がいくつかあり、その中には「在成周」の言葉も見えている。更に、この問題については考えてみたい。

二行目、一字目の「孚」の字は、十六長に「得俘金而為此簋」とあり、両周に「孚下不著賓詞、

自即俘金，俘貝之省」と解する。先の逖伯殷銘の「王伐反荆，孚金」の例からすると、「金」が略されているのであろう。この南征において、銅の地金を得て、この器を作ったとするものかと思える。

二行目四字目の「饌」の字については、十六長に「饌一作饋，又作饌，此用饌字之形而稍省便，博古圖凡饋皆釋作餽者非，爾雅，饋餽飪也，孫炎注，蒸之曰饋，均之曰餽，是饋簋為炊蒸之器，故高其足以趨用，餽者鬻也，非此義」とある。通釈には「饌は奉に従う。奉は祭名。饌はその祭祀と関係ある字であるらしく、字はまた饋に作る。爾雅孫炎注に「蒸之曰饋」とみえる」と解している。内藤戊申氏に、饋器についての考釈があり、饋器は、はじめ征行と関係があったことを述べている⁽²⁹⁾。ただ、この壺殷は、鼎ではなく殷であり、銘文は内底にあるから、食物を炊蒸するために用いられたものではあるまいと思う。征旅の器については、当時の人々の精神世界、その行動様式や食生活と共に、更に調べてみたい。

なお、この殷銘の特色として、銘文中に、「王休」に対揚する語は記されていない。王との関係は、王征に従ったことを云うのみである。又、この器と蓋銘は、拓本から見ると、同一人の書き手によったものようである。

壺殷の大きさは、『文物』に、高さ一七センチ、口径一七・九センチ、足距一〇・三センチとある。十六長には、「高一尺八分（二五・三）、器高四寸五分（一〇・六）、足高三寸（七・一）、蓋高二寸三分（五・四）、揭高一寸（二・三五）、器口径八寸（一八・八）、底徑六寸五分（一五・三）、腹徑八寸五分（二〇・〇）、蓋口径八寸（一八・八）、揭徑二寸五分（五・九）」（（ ）内は筆者が加えた）とある。十六長に、漢の建初尺に依ったとあるから、一尺を約二三・五センチで計算すると⁽³⁰⁾、（ ）の中の寸法となり、器制から見ても、再発見された器の寸法と、十六長の器はほぼ一致している。

又、文様は『文物』に「通体花紋，共分三段，上部作目雲紋，中部為斜方格雷乳紋，下部為雲紋，雙耳飾以牛首，下部有珮，底徑下辺有距離相等的四個象首，牙齒外露，鼻孔倒卷，作為器足，異常生動。以象首為紋飾的銅器，發現不多，所知僅有九象紋尊，象尊，



図15

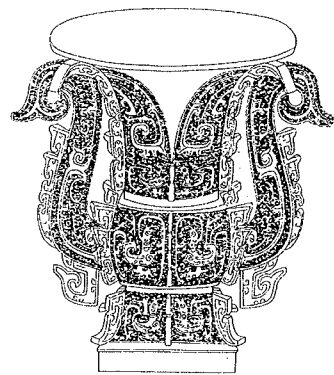


図16

双象尊（大象背上馱一小象），饗饗紋象首兕觥等，而以象首為器足的殷，則僅此一件。」とある。四足が象鼻になっている所に大きな特色がある（図①）。

この象のモチーフについては、同じ昭王時代の南征の器と云われる先の逖伯殷（図15）の両耳の部分に象首形らしきものがあり、又、同時期の南征器の一つと云われる小子生尊（図16）には、象鼻が見られる⁽³¹⁾。この象については、『左伝』定公四年の条に「（楚）王使執燧象以奔呉師」とあり、後の春秋時代、南方の楚荆が象を戦争に使ったことが分かっている。当時、主に、華中以南には野生の象がいたと思われ⁽³²⁾、この象のモチーフと周の南方経略とに関係があるかどうか分からないが、象形を装飾モチーフとする器は、この他にも見られるから、銘文と装飾モチーフとの関係となる、

これらの問題については留意して、更に他の例も含め調べてみたいと思う。

注

- (1) 先秦王朝としての、成周王朝の成立の条件としては、拙稿「周王朝の君主権の構造について——「天命の膺受」者を中心に——」『西周青銅器とその国家』松丸道雄編、東京大学出版会、一九八〇年、所収、同「周王朝と「成」の構造について——「成周」はなぜ「成」周と呼ばれたか——」東京大学東洋文化研究所紀要第一〇九冊、一九八九年、同「西周王朝と彤弓考——「四方の匍有」者（王）の性格について——」東方学第八〇輯、一九九〇年、など参照。
- (2) 石志廉「壘段（中国歴史博物館蔵）」文物一九五九年第十二期（後、『文物』と略称）。
- (3) 錢站（献之）『十六長楽堂古器款識考』巻二、十三オ～十四ウ、一九六六年開雕（後、十六長と略称）。
- (4) 鄒安『周金文存』巻三、九十五オ、一九一六年刊（後、周存と略称）。
- (5) 郭沫若『両周金文辞大系圖録・録』二六ウ、一九三五年刊（後、両周録と略称）。
- (6) 劉體智『小校經閣金文拓本』巻七、七五ウ～七七オ、一九三五年序（後、小校と略称）。
- (7) 羅振玉『三代吉金文存』巻七、二十一ウ、一九三六年序（後、三代と略称）。
- (8) 『定本書道全集、第一巻』蕭敦銘拓、釈文（赤塚忠）、七〇頁、河出書房、一九五六年（河出と略称）。
- (9) 郭沫若『両周金文辞大系圖録考釋・録』二六ウ、一九五七年刊。
- (10) 白川静『金文集』拓十一頁、攷六五頁、二玄社、一九六四年刊（二玄と略称）。同氏『金文通釈』第三〇輯（『白鶴美術館誌』）七七一～七七四頁、壘段の条、一九六六年刊（通釈と略称）。
- (11) 阮元『積古齋鐘鼎彝器款識』（後、積古と略称）巻六、三オ、ウ、一八〇四年刊。翻刻本については、容庚『商周彝器通考・上册』（後、通考と略称）「第十五章、箸録」、二七三～二七四頁、一九四一年刊、王永誠『先秦彝銘箸録考辨』、一五六頁、一九七八年、など参照。呉式芬『攢古録金文』巻二三一、五十一ウ、一八五〇年頃成（後、攢古と略称）。十六長、攢古の摹本は、原刊本に依る。
- (12) 各摹本を見比べると、不確かだが、文選樓所収の阮元自刻初印本も含め、この鮑氏後知不足齋刻本が、一番器（2）の拓に似ているように思える。
- (13) 呉式芬『攢古録』巻二、十五ウ、一八五〇年頃成。『積古齋藏器目』には、この器は記されていない。
- (14) 周存、巻三の金目
- (15) 松丸道雄編『新編金石学録』（後、学録と略称）一七〇頁、五五～五六頁、汲古書院、一九七六年刊。
- (16) 学録、五二頁。
- (17) 学録、瞿氏、一七八頁。通考、二四四頁、「第一四章、収藏」の条を見ると、錢塘の瞿穎山（世瑛）の道光十九（一八三九）～二〇（一八四〇）年頃の活動が記してある。
- (18) 柯昌濟『韓華閣集古録跋尾』丙篇二ウ、一九一六年頃成（後、韓華と略称）。于省吾『雙劍詒吉金文選』下二、十四オ、一九三三年刊（後、文選と略称）。
- (19) 劉心源『奇觚室吉金文述』巻十六、二十七オ、ウ、一九〇二年刊。吳闓生『吉金文録』三、二十三ウ、一九三三年跋。
- (20) 郭沫若『両周金文辞大系攷釋』五四ウ、一九三五年刊（後、両周と略称）。
- (21) 容庚『金文編』一、一五オ、考古学専刊乙種第九号、科学出版社、一九五九年。
- (22) 注②に同じ、五、二六オ。
- (23) 注②に同じ、一二、二六ウ。
- (24) 作器、作銘主体の問題については、松丸道雄編「西周青銅器製作の背景——周金文研究・序章その二——」「西周青銅器中の諸侯製作器について——周金文研究・序章その二——」松丸道雄編『西周青銅器とその国家』東京大学出版会、一九八〇年、所収、参照。
- (25) 呉其昌『金文厓朔疏證』巻二、十七ウ～十八ウ、一九三六年刊（後、厓朔と略称）。
- (26) 史牆盤銘については、陝西周原考古隊「陝西扶風庄白一號西周青銅器窖藏發掘簡報」文物一九七八年第三期、唐蘭「略論西周微史家族窖藏銅器群的重要意義——陝西扶風新出牆盤銘文解釋——」文物一九七八年第三期、裘錫圭「史牆盤銘解釋」文物一九七八年第三期、など参照。この段と類似の字形は、荆壺（三代、一二、五、三オ）や、

新出の誨殷にも、類似の銘に「楚荆」の荆の字で使われている（黄盛璋「長安鎬京地区西周墓新出銅器群初探」文物一九八六年第一期，など参照）。この誨殷については別論したい。

- (27) 馬叙倫『読金器刻詞』一五〇～一五一頁，中華書局，一九六二年刊。
- (28) 唐蘭「論周昭王時代的青銅器銘刻，上編」『古文字研究』第二輯，七三頁，中華書局，一九八一年。同氏『西周青銅器銘文分代史徵』二七二～二七三頁，中華書局，一九八六年刊。
- (29) 内藤戊申「金文札記（三）——羞器・饗器・補遺——」『甲骨学』第八號，一二二～一三四頁，日本甲骨学会，一九六〇年刊。
- (30) 吳承洛『中国度量衡史』「第六章，第九節，吳大澂之考度器，王国維之考度器」，一七九～一六一頁，商務印書館，一九三七年，伊世同「量天尺考」文物一九七八年第二期，など参照。
- (31) 過伯殷の図は，羅振玉『夢郭草堂吉金圖』卷上，二十四オ，一九一七序，小子生尊の図は，『西清古鑑』卷八，四三オ，一七五一～一七五二年成。
- (32) 林巳奈夫「安陽殷虛哺乳動物群について」『甲骨学』第六號，象の部分，三一～三一五頁，一九五八年，同氏『殷周時代青銅器紋様の研究』吉川弘文館，象形についての部分，一〇二頁，一五七～一五八頁，一九八六年，など参照。

(1993年4月20日受理)

